

通達甲(地・総・庶)第 1 号
平成 2 0 年 1 0 月 2 7 日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

地域警察運営管理担当管理官運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、地域警察運営管理担当管理官運用要綱を制定し、平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

この要綱は、地域警察運営管理担当管理官が警察署及び交番等を巡回することにより、警察署における地域警察の運営全般を検証して、業務管理の徹底を図るとともに、関係所属との緊密な連絡調整を行い、もって地域警察運営の万全を期するために制定するものである。

別添

地域警察運営管理担当管理官運用要綱

第1 目的

この要綱は、地域部管理官のうち、地域総務課地域警察運営管理担当の管理官（以下「地域警察運営管理官」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

地域警察運営管理官の任務は、次のとおりとする。

- 1 警察署及び交番等（交番その他の派出所、地区交番及び駐在所をいう。）を巡回し、地域警察官の活動実態を把握するとともに、地域警察の運営が適正に管理されているかを検証し、その結果を踏まえ助言、指導（部内他課の分掌に属するものを除く。以下同じ。）等の活動を行うこと。
- 2 警察署における地域警察の運営に関し、本部各所属、方面本部、犯罪抑止対策本部及び警察署相互間の意思の疎通を図り、地域警察活動の充実に努めること。
- 3 特命事項に関する調査及び指導を行うこと。

第3 警察署幹部と地域警察運営管理官との連携

警察署長は、地域課長に地域警察運営管理官と常に緊密な連携を保持させ、地域警察運営の円滑かつ適正な推進及び社会情勢に迅速に対応する諸施策の実施に努めるものとする。

第4 地域総務課長の指揮

地域総務課長は、地域警察運営管理官の任務を遂行させるため、必要な指揮を行うものとする。

第5 活動の種別

地域警察運営管理官の行う活動の種別は、次のとおりとする。

- 1 巡回活動
あらかじめ定めた月間運営重点推進事項に基づいて行う活動
- 2 特別巡回活動
地域部幹部から下命を受けた事項又は地域警察運営管理官が必要と認めた事項について行う活動
- 3 調査研究
適正な地域警察運営を行うために必要な施策並びに地域警察の装備資器材の運用及び管理に関する調査研究

第6 活動上の留意事項

地域警察運営管理官は、任務を遂行するため、次に掲げる事項に留意して活動するものとする。

- 1 地域警察運営の適正化及び効率化を図るため、地域部内各所属との緊密な連携を保持し、有機的な活動が行われるよう努めること。
- 2 警察署における地域警察の運営に関する問題点については、方面本部の地域担当管理官と連絡を密にし、随時、意見を交換するなどして、その解決に努めること。

第7 地域警察運営管理官会議等

- 1 地域総務課長は、地域警察運営管理官の任務の円滑な推進を図るため、地域部幹部その他必要と認めた者の出席を求めた上、次に掲げる会議を開催するものとする。
(1) 地域警察運営管理官会議

地域警察運営管理官が把握及び検証した事項を集約し、今後の地域警察の運営及び調査研究に資することを目的として開催する。

(2) 検討会議

月間運営重点推進事項を検討及び策定することを目的として開催する。

(3) 情報連絡会議

地域警察の運営に資するため、関係所属との情報交換を行うことを目的として開催する。

2 地域部内の所属長は、所掌事務の推進上必要がある場合には、前1に掲げる会議に担当者を出席させるものとする。

第8 活動結果の報告

1 地域警察運営管理官は、巡回活動の結果については必要の都度、特別巡回活動の結果についてはその都度、地域総務課長に報告するものとする。この場合において、重要又は特異な事項については、地域部長に速報しなければならない。

2 前1により報告を受けた地域総務課長は、関係所属長への連絡が必要と認めた場合には、当該所属長に通知するものとする。